

2027 年度 日本政府（文部科学省）奨学金留学生募集要項
ヤング・リーダーズ・プログラム（YLP）留学生（ビジネスコース）

I 制度の概要

1. 目的

ヤング・リーダーズ・プログラム（YLP）は、アジア諸国等の将来のナショナル・リーダーの養成に貢献するとともに、彼らの日本に対する理解を深めることを通じて、世界各国の指導者層の間に人的・知的ネットワークを創り、我が国を含む諸国間の友好関係の構築、政策立案機能の向上に寄与することを目的とするもので、日本政府（文部科学省）の国費外国人留学生制度のひとつである。

2. 対象者

将来ナショナル・リーダーとして活躍が期待されている若手の産業界の実務家及び行政官

3. 受入れ大学

一橋大学大学院経営管理研究科国際企業戦略専攻

一橋大学大学院経営管理研究科国際企業戦略専攻の MBA プログラムは、民間企業等で働くための高度専門職業人を養成している。このプログラムには、経営戦略、マーケティング、会計、金融等に重点を置くコースを設けている。授業は全て英語で行われる。YLP 学生は、通常の当研究科 MBA に在籍する学生と同じプログラムに参加する。つまり、同じ学年暦に従い、同じ履修要件などを満たさなければならない。成績は、厳しい相対評価によって評価され、学生は卒業するために最低限の成績基準を満たさなければならない。

4. 受入れ人数

実務家・行政官を合わせて 15 名程度

5. 募集・選考

(1) 募集方法

対象国の推薦機関を通じて実施（詳細は各国の日本国大使館において確認のこと）

(2) 選考手順

- ① 推薦機関による候補者の募集・選考・推薦
- ② 受入れ大学による第 1 次選考
- ③ 文部科学省に設置されたヤング・リーダーズ・プログラム推進協議会による第 2 次選考及び候補者決定

6. カリキュラムの内容（本要項巻末別紙「カリキュラム・ガイドライン」参照）

(1) 基本的考え方

カリキュラムは各分野のナショナル・リーダー育成に相応しいものとする。欧米及びアジア諸国とも深い交流のある日本の優位性及び大学のネットワークを利用し、特別講義、インターンシップ等多彩な活動を通して日本的経営手法や欧米・アジア的経営手法の強みを探求し、人的ネットワークを創造する。

(2) 修学期間・学位

修学期間は1年とし、受入れ大学より経営修士「MBA」（専門職）の学位を授与

(3) 使用言語

全て英語

7. 受入れ時期

2027 年 9 月

II 募集要項

日本政府文部科学省は、2027 年度日本政府（文部科学省）奨学金により、日本の大学においてヤング・リーダーズ・プログラム留学生として研究を行う外国人留学生を下記により募集する。

記

1. 募集分野

ビジネスコース

2. 応募者の資格及び条件

- (1) 国 籍： 対象国の国籍を有すること。申請時に日本国籍を有する者は原則として募集の対象とならない。ただし、申請時に日本以外に生活拠点を持つ日本国籍を有する二重国籍者に限り、査証申請時まで外国の国籍を選択し、日本国籍を離脱することを条件として申請の対象とする。（注）重国籍者の場合、日本の国籍離脱の立証として、査証申請時に除籍謄本や法務省が発行した国籍離脱にかかる通知等の公的機関発行の書面を提出すること。
- (2) 年 齢： 2027 年 9 月 1 日現在で原則として満 40 歳未満の者（1987 年 9 月 2 日以降に出生した者。）。ただし、満 40 歳以上の者であっても、書類選考の結果、特に優秀と認められ、かつプログラムの趣旨に沿うと判断された場合には、応募を受け付ける。
- (3) 学 歴： 大学卒業者で、大学を優秀な成績で卒業した者。
- (4) 英語能力： TOEFL iBT100 点以上、TOEFL PBT600 点以上、TOEFL CBT250 点以上、又は IELTS Academic 7.0 以上に相当する高い英語能力を有していることが期待される。標準テストのスコアの提出は、英語能力の指標として強く推奨されるが、必須ではない。英語能力は面接時にも評価される。
- (5) ビジ初適性： GMAT600 点、GMAT Focus555 点、GRE の場合は Quantitative Reasoning160

点以上かつ Verbal Reasoning150 点以上、若しくはそれに相当するビジネス適性。GMAT または GRE のスコアレポートの提出は必須ではないが、可否を決める判断材料の一つとなるため、GMAT または GRE のスコアレポートを提出することを強く推奨する。GMAT または GRE のスコアは5年以内に取得したものであること。GMAT または GRE 未提出者については、面接時に筆記試験を実施する。

- (6) 実務経験：2027 年 9 月 1 日現在で2年以上のフルタイムでの実務経験があり、入学後も引き続き申請時の勤務先に在籍する者。
- (7) 健康：所定の健康診断書様式において、日本留学について心身ともに支障がないと医師が判断した者。
- (8) 渡日時期：原則としてコースが始まる最初の日から数えて前後2週間のうち、受入れ大学が指定する期間に渡日可能な者。自己の都合により所定の期間に渡日できない場合は、渡日旅費を支給しない。
- (9) 査証取得：国籍国所在の在外公館（基本的には居住地を管轄する大使館又は総領事館等）で、「留学」の査証を新規取得し、「留学」の在留資格で入国すること。新規に「留学」の査証を取得せず、入国時に「留学」在留資格を取得しなかった場合は、奨学金の支給停止となるので注意すること。ただし、採用された者が例外的に日本に在留していた場合は、奨学金支給開始予定月の前月末日までに在留資格を「留学」に変更又は更新等すること。なお、国費外国人留学生の身分終了後に改めて「永住者」又は「定住者」等の在留資格を申請しても当然には認定されない可能性があることを理解すること。
- (10) 奨学金支給期間終了後の帰国・復職：
奨学金支給期間終了後は、本プログラムの目的を踏まえ、世界各国の指導者層の間に人的・知的ネットワークを創り、我が国を含む諸国間の友好関係の構築等に尽力すること。そのため、応募者は原則として、奨学金期間終了月内に帰国し、推薦機関又は推薦機関等の指定する機関に復職すること。
- (11) 対象外：次に掲げる者については、対象外とする。採用以降に判明した場合には辞退すること。
 - ① 渡日時及び奨学金支給期間において、現役軍人又は軍属の資格の者。
 - ② 受入れ大学の指定する期間最終日までに渡日できない者。
 - ③ 申請時に既に在留資格「留学」で日本の大学等に在籍している者及び申請時から奨学金支給期間開始前に私費外国人留学生として日本の大学等に在籍、又は在籍予定の者。ただし、現在、日本の大学等に在籍又は在籍予定の私費外国人留学生であっても、奨学金支給期間開始前に修了し帰国（日本を出国）することが申請時において確実で、且つ、新たに国費外国人留学生として一般査証「留学」を取得の上、入国時に在留資格「留学」を新規取得する者はこの限りではない。
 - ④ 日本政府奨学金制度による他のプログラムとの重複申請をしている者。これには2026 年度奨学金支給開始プログラムのうち採否結果が申請者に未通知のプログラム及び2027 年度奨学金支給開始のプログラムが含まれる。
 - ⑤ 日本国籍者、日本との二重国籍者で、査証申請時に日本国籍を離脱したことを証

明できない者。

- ⑥ 日本入国後、在留資格を「留学」以外に変更した者。
- ⑦ 本奨学金支給期間開始後に日本政府及び日本政府関係機関提出のその他奨学金・フェローシップ等の受給を予定している者。
- ⑧ 申請時から日本以外での研究活動（フィールドワーク、インターンシップ等）や休学等を長期間予定している者。

3. 奨学金支給期間

2027 年 10 月から 2028 年 8 月までの 11 か月間

（学期開始日が 2027 年 9 月 2 日以降のため、奨学金支給期間開始月は 2027 年 10 月とする。）

4. 奨学金等

- (1) 奨 学 金：月額 242,000 円を支給する。なお、日本政府の予算状況により金額は変更される場合がある。留学生が大学を休学又は長期に欠席した場合、その期間の奨学金は支給されない。

(2) 旅 費

- ① 渡日旅費：文部科学省は、原則として旅行日程及び経路を指定して航空券を交付する。航空券は、渡日する留学生の居住地最寄りの国際空港（原則、国籍国内）から成田国際空港又は羽田国際空港までの下級航空券とする。なお、渡日する留学生の居住地から最寄りの国際空港までの国内旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、日本国内の旅費（航空機の乗り継ぎ費用を含む。）、旅行保険料、携行品・別送手荷物に関わる経費等は留学生の自己負担とする。また、国籍国から日本への直行便がない者については、立ち寄り国内の旅費、宿泊費等は自己負担とし、国籍国から立ち寄り国までの航空券並びに立ち寄り国から受入大学が通常の経路として日本国内で使用する国際空港までの下級航空券のみを文部科学省が交付する。「留学生の居住地」は原則として申請書に記載された現住所とするが、渡日時の住所が現住所から変更になることが確定している場合は、変更後の住所（国籍国内に限る）とする。なお、自己都合により国籍国外から渡日する場合は航空券を交付しない。また、自己の都合により「2.（8）渡日時期」に定める所定の期間外に渡日する場合は、渡日旅費を支給しない。
- ② 帰国旅費：文部科学省は、原則として本プログラムを卒業し、上記「3. 奨学金支給期間」に定める奨学金支給期間終了月内に帰国する留学生に対し、本人の申請に基づき航空券を支給する。航空券は、成田国際空港、又は受入れ大学が通常の経路として使用する国際空港から当該留学生が帰着する場所の最寄りの国際空港（原則、国籍国内）までの下級航空券とする。帰国する留学生の日本での居住地から最寄りの国際空港までの旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、国籍国内の旅費（航空機の乗り継ぎ費用を含む。）、旅行保険料、携行品・別送手荷物に関わる経費等は留学生の自己負担とする。

- (3) 教 育 費：大学における入学金、授業料及び入学検定料は不徴収とする。
- (4) 宿 舎：留学生は希望すれば、一橋大学の提供する留学生宿舎の单身室に入居することができる。

5. 奨学金支給停止事項

次の場合には、文部科学省は奨学金の支給を取り止める。また、これらに該当した場合、それまで支給した奨学金の一部又は全ての返納を命じることがある。なお、処分が決定されるまでの間、奨学金の支給を止めることもある。

- ① 申請書等に虚偽・不正の記載があることが判明したとき。
- ② 文部科学大臣への誓約事項に違反したとき。
- ③ 日本の法令に違反し、無期又は一年を超える拘禁に処せられたとき。
- ④ 大学における学則等に則り、懲戒処分として退学・停学・訓告及びこれらに類する処分を受けた場合あるいは除籍となったとき。
- ⑤ 学業成績不良や停学、休学等により標準修業年限内での修了が不可能であることが確定したとき。
- ⑥ 国費外国人留学生として一般査証「留学」を取得せず、入国後、「留学」の在留資格を新たに取得しなかったとき、又は「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。
- ⑦ 本奨学金との併給が認められていない奨学金（日本政府及び日本政府関係機関抛出のその他奨学金・フェローシップ等）の支給を受けたとき。
- ⑧ 派遣国政府・機関の要請があるとき。

6. 選考

- (1) それぞれの国において指定された推薦機関による推薦を受けて、各受入れ大学が申請書類、面接及び小論文等に基づくテストにより第1次選考を行う。ただし、対面での面接が困難である場合には、電話/オンラインによるインタビューにより行うものとする。
- (2) 第1次選考に合格した候補者について、文部科学省に設置されたヤング・リーダーズ・プログラム推進協議会で第2次選考を行い、候補者を決定する。
- (3) 最終合否結果は、在外公館・各推薦機関経由で応募者宛通知される。採否の理由は開示しない。

7. 大学における研究指導

大学における講義・実習等の指導は原則としてすべて英語で行われる。

8. 応募手続

応募者は推薦機関に対し、下記の書類をその指定する期限までに提出する。提出した書類は一切返却しない。

(1)	①申請書	正本1通 (所定様式)
-----	------	----------------

(2)	写真 (最近 6 か月以内に撮影のもの、6 × 4 cm、上半身・正面・脱帽)	1 葉 (申請書に貼付)
(3)	②推薦機関の推薦状	正本 1 通 (任意様式)
(4)	③出身大学及び大学院の卒業証明書又は学位記等の写し (写しを提出する場合には原本と相違ないことを証明すること)	正本 1 通
(5)	④出身大学及び大学院発行の全学年成績証明書又はその写し (写しを提出する場合には原本と相違ないことを証明すること)	正本 1 通
(6)	⑤申請理由・将来計画書	正本 1 通 (任意様式)
(7)	⑥エッセイ質問に対する回答 (エッセイ質問表に記載の通り作成すること)	正本 1 通
(8)	⑦GMAT 又は GRE のスコアレポート ※ 5 年以内に受験した GMAT または GRE のスコアレポートの提出は必須ではないものの、強く望まれるものである。まだ受験していない場合には、2026 年 9 月中旬までに受験することを推奨する。 オンラインで受験した GMAT 及び GRE のスコアも可。	写し 1 通
(9)	⑧英語能力証明書 (TOEFL 又は IELTS Academic のスコアレポート。提出は任意)	写し 1 通
(10)	⑨勤務先上司又は出身大学の指導教員の推薦状 2 通	正本各 1 通 (所定様式)
(11)	⑩本国の戸籍抄本、市民籍の証明書又はパスポート (写し)	写し 1 通
(12)	⑪健康診断書 (日本国大使館の指定する医療機関の発行したもの)	正本 1 通 (所定様式)

(13)	その他の注意事項 1. 提出書類は全て規格を A4 に統一することとし、原則としてタイプを用いて書くこと。手書きの場合は明瞭に書くこと。 2. これらの書類は、すべて英語により作成すること。その他の言語により作成する場合は公的機関による英語訳を付すこと。 特に推薦状や学位記写し・卒業証明書等については、英語により作成されていない、あるいは英語訳が付されていない申請が多く見られるので注意すること。 3. 申請理由・将来計画書については、選考の重要な参考となるので、本プログラムに何を期待するか、将来長期的に又は短期的にどのような仕事をしたいと考えるか、などについてできるだけ詳細に、2～3 頁程度の小論文を提出すること。 4. 英語能力証明書について、TOEFL 又は IELTS Academic の試験成績を提出する場合は、直近 2 年程度以内に取得したものとすること。TOEFL・IELTS Academic 以外のスコアや大学発行の証明書は受理しない。 5. 勤務先上司又は出身大学の指導教員の推薦状については、必ず所定の様式を用い、別々の推薦者 2 名に書いていただくこと。少なくとも 1 通、できれば 2 通とも仕事上の直属の上司からの推薦であることが望ましい。所定書式外の別紙に記載した推薦状を提出する申請が散見されるが、これは受理しない。所定書式外の記載は審査に付されない。 6. 著書・論文等がある場合は、それらの概要を別途提出すること。 7. 上記の申請書が、すべて完全かつ正確に記載されていない場合、又は付属書類が完全に揃っていない場合は受理しないこともある。 8. 上記の書類の右上には、前項までの項目番号に対応した①～⑪までの数字を記載すること。 9. 健康診断書提出後、健康状態に変化（ライフプランに関わる重大な変化を含む）が生じた場合、受入大学や日本の医療機関の受入体制に関わることから、速やかに在外公館に情報共有をすること。
------	--

9. 不可抗力

不可抗力により、採用通知の前後いかなる時点でも、渡日日程が変更されること、奨学金が取り消されること又は本募集要項に記載した内容が変更されることがある。

なお、不可抗力とは、文部科学省又は外務省（在外公館を含む）の合理的な支配の及ばない事由であり、天災、政府（地方政府を含む。以下この項において同じ）若しくは政府機関の行為（感染症に関する日本政府又は各国政府の出入国制限、渡航制限などの水際対策を含む）、法律、規制若しくは命令の遵守、火災、暴風雨、洪水若しくは地震、戦争（宣戦布告の有無を問わない）、反乱、革命若しくは暴動又はストライキ若しくはロックアウトを含むが、これらに限定されない。

10. 注意事項

- (1) 渡日に先立ち、日常生活に必要な日本語を学習し、日本の気候、風土、習慣、日本と母国との法制度の違い、大学の状況等について、あらかじめ十分承知しておくこと。
- (2) 渡日後、奨学金を受給するまでに1か月～1か月半程度必要なため、当座の生活資金として、さしあたり必要となる費用を最低2,000米ドル程度用意することが望ましい。
- (3) 奨学金は渡日後に各自が開設するゆうちょ銀行口座に振り込まれる。同口座以外の口座への奨学金の振込は行わない。
- (4) 健康診断書の取得等により、結核等の感染症に罹患していることが判明した場合は、渡日時期までに必ず治療しておくこと。渡日時期までに完治していない場合、渡日を認めない。
- (5) 渡日後、自己負担で国民健康保険に必ず加入すること。
- (6) 渡日後、マイナンバーカードを取得することが望ましい。
- (7) 採用された場合、採用者に関する情報（氏名、性別、生年月日、国籍、受入れ大学・研究科・学部、専攻分野、在籍期間、修了後の進路、連絡先（住所、電話番号、E-mailアドレス））を、日本政府の実施する留学生事業（留学中の支援、フォローアップ、留学生制度の改善）に利用する目的で、関係行政機関と共有する。また、採用者に関する情報（生年月日及び連絡先を除く）は、日本政府が作成する外国人留学生の受入れ促進に向けた広報資料等において、特に世界各国で活躍する元国費留学生を紹介するために公表する場合がある。国費外国人留学生として採用を決定する際に提出を求める、国費外国人留学生としての遵守事項を定めた誓約書において、本取扱についての承諾を求める。本取扱について承諾する者について、国費外国人留学生として採用する。
- (8) 日本政府（文部科学省及びその他日本政府機関）以外の機関（自国政府機関を含む）からの奨学金との併給は可能である。ただし、奨学金によっては併給が認められない場合があるため、日本の在外公館へ事前に確認すること。
- (9) 日本への上陸のための条件に適合していないと判明した場合は、この者を不採用とする。
- (10) 募集要項、申請書様式に併記された英文は便宜上付したものであり、英文による表現が日本文の内容を変更するものではない。
- (11) この募集要項に記載の事項について、不明の箇所、又はこれ以外で疑問があれば、在外公館に照会し、その指示に従うこと。
- (12) この募集要項に定めるもののほか、国費外国人留学生制度の実施に必要な事項は、日本政府が別に定める。

ヤング・リーダーズ・プログラム（ビジネスコース） カリキュラム・ガイドライン

I 基本的な考え方

1. YLP ビジネスコースは、日本発の経営手法と欧米発の経営手法の Best of Two Worlds を融合したプログラムである。「ナレッジ・マネジメント」や「オペレーション・マネジメント」のように日本が先端を行く分野と、「アントレプレナーシップ」や「コーポレート・ファイナンス」のように欧米が先端を行く分野の両方を学び、グローバルに通用する普遍的なマネジメント・モデルの構築を目指す。
2. YLP を、アジア諸国等の将来の経営幹部が日本や欧米の学生と深く交わることでできる場とする。そのために学習方法も、欧米で盛んなケース・スタディ、エクササイズ、シミュレーション、実験と、日本が得意としている少人数制のゼミナールや論文指導を取り入れる。また、実社会に出て企業を訪問する、あるいは最新の技術に触れる、企業市民としての活動に参加する、というアクション・ラーニングを実施する。
3. 一橋大学大学院経営管理研究科国際企業戦略専攻に設立された MBA 1 年プログラムは、通常の MBA 2 年プログラムと同様の卒業要件を満たすことで、グローバル・スタンダードの MBA (Master of Business Administration) を取得できるプログラムである。YLP 学生は、卒業するために最低 57 単位の取得が必要となる。

II 対象者

対象者には、最低 2 年の実務経験が必要である。実務経験は、業種の制限は設けないが、フルタイムのものでなくてはならない。また、授業が全て英語で行われるので、英語が堪能であることが必要である。選考は、実務経験の内容、GMAT または GRE のスコア、英語能力、エッセイの内容、上司からの推薦状、インタビュー等を、総合的に判断して行われる。

III 授業科目（2026 年 4 月 1 日時点）

※履修単位数および科目名に変更が予定されています。詳細は 9 月の入学時にご確認ください。

1. 必修科目（37 単位）

- | | |
|--|--------------------------------------|
| • Business, Government & International Economy | • Leadership Development Journey |
| • Capstone Project | • Marketing |
| • Corporate Finance | • MBA Essentials |
| • Data Analytics for Business | • Organizational Behavior |
| • Economics | • Seminar I-1 |
| • Financial Accounting | • Seminar I-2 |
| • Global Virtual Teams | • Strategy |
| • Human Resource Management | • Technology & Operations Management |
| • Japanese Business and Economy | • Wise Leadership |
| • Knowledge Creation | |

2. 選択科目（最低 20 単位）

- AI & Business
- Capital Markets
- Career & Leadership in Japan
- Conflict Intervention & Transformation
- Conflict Intervention at Work
- Corporate Financial Management
- Customer Behavior
- Data Science for Management
- Data-Driven Marketing
- Design Thinking
- Digital Strategy & Business Architecture
- Doing Business in Asia
- Financial Analysis & Valuation
- General Management
- Geopolitics, Geoeconomics
- Global Business
- Global Business Ethics
- Global Network Course I
- Global Network Course II
- Global Network Week
- Human Capital in Organizations
- Independent Research
- Industry Transformation
- Japanese Operations Management
- Marketing Management in the Age of AI
- Negotiation
- Neo Japanese Management
- Service Management
- Strategy as a Story
- Sustainable Finance
- Technology Management
- Topics in Finance

2. 任意科目

- Intensive Writing
- Japanese Business Practicum
- Japanese Language, Basic 1
- Japanese Language, Basic 2
- Japanese Language, Basic 3
- Japanese Language, Basic 4
- Japanese Language, Intermediate 1
- Japanese Language, Intermediate 2
- Japanese Language, Intermediate 3
- Japanese Language, Intermediate 4

IV 詳細に関するホームページ

一橋大学大学院経営管理研究科国際企業戦略専攻の詳細は、
<https://www.ics.hub.hit-u.ac.jp/ja/>を参照のこと。

問い合わせは、Eメール（ics-opencampus@ics.hub.hit-u.ac.jp）により行うこと。